

# 関西 労災職業病

関西労働者安全センター

1997.10.10発行〈通巻第266号〉 200円

〒540 大阪市中央区内本町1丁目2-13 ぼんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

郵便振替口座 00960-7-315742

大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- 職場改善事例しょうかい その2  
金属機械労組松尾橋梁支部…………… 2
- 職場の安全と健康ホットライン、全国で実施  
相談結果から…………… 7  
労災隠しを生む仕組みを考える…………… 9  
    その1 建設業の労災隠し  
    その2 労災保険メリット制
- 前線から(ニュース)…………… 18  
    豊中市職・指曲がり症裁判初弁論決まる／全国安全センター  
    総会開かれる／じん肺根絶訴えシンポジウム／ユニオンひこ  
    ろ・タバコと健康学習会／連合大阪・労災職業病対策で研修  
    会／全国一般堺委託清掃・腰痛再審査準備進む／パスポート  
    損害賠償裁判、いよいよ判決

9月の新聞記事から／23

表紙写真／労災隠しホットライン(10/1-10/3)

'97 10

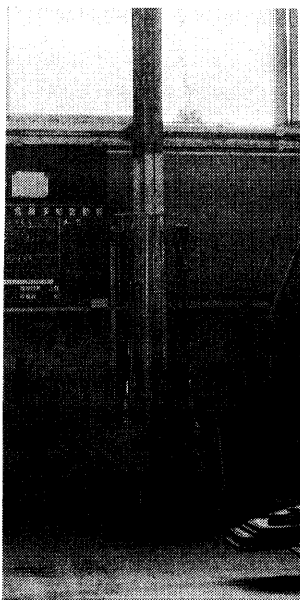
# 職場改善事例しようかい その2

## 金属機械労組 松尾橋梁支部

前回に続いて金属機械労組の支部を訪問した。松尾橋梁支部はその名の通り本四架橋などを手がけた松尾橋梁株式会社の労働組合で、大阪本社と堺工場あわせて約270人の組合員がいる。堺工場内で働く組合員は、松尾橋梁の社員が170人と協力会社社員が200人。扱う品物が大きいだけに、巨大な工場二棟と橋を仮組立できる広い構内を持つ。支部の富田敏之書記長と安全衛生課長の森有三氏が、忙しい中快く構内を案内してくれた。



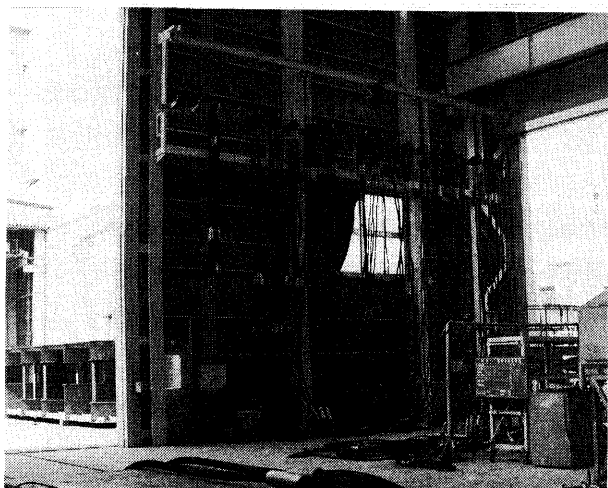
左、森氏、右、富田書記長



### ○整理・整頓

工場内は、明るく整理整頓されていて働きやすい印象を持った。そう言うと紹介されたのが写真1と2。どうしても忙しくなると構内は工具などが散乱しがちになるというのはどこでもある悩みである。まず、写真1は、以前はほうきなどをドラム缶などに入れて立てていたが、乱雑に放り込まれひどい状態であったのを、写真のほうき掛けを製作して置くようにしたところ、きれいに整頓されるようになった。写真2はワイヤー掛け。これで散乱しやすいワイヤーの整理の問題も解決。

(写真1)

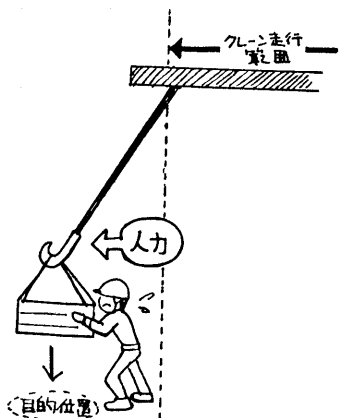


(写真2)

## ○クレーン事故対策

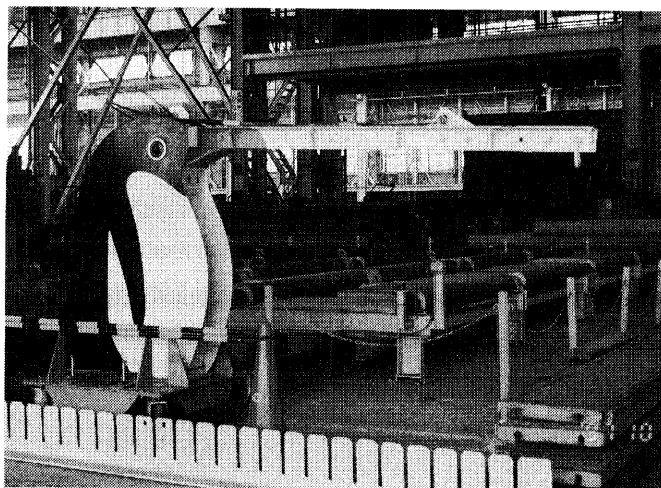
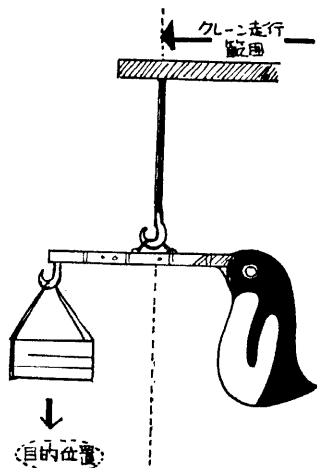
天井走行クレーンを使って品物を移動させ配置する場合、クレーンの走行範囲外に品物を置く必要が出てきたとき、以前は図1のようにクレーンを人力で押して品物を移動させていた。しかし、このやり方であると、うっかり手はずれて戻ってくる吊り荷に衝突するなどの事故が起こる可能性があり、大変危険であった。そこで、クレーンの品物を安全に起きたい位置へ持つていくために考え出されたのが写真3の「ペンギン」である。

図1



長くのびた鉄骨の中央部分にクレーンのフックを掛け、ペンギンの反対の端に品物を吊して使用する。ペンギンの部分は品物とバランスを取るためのおもりである。これを使って品物を運ぶとクレーンのフックより品物の吊された鉄骨の長さの分だけ遠いところに品物を配置できる。(図2参照) これは社内でも高く評価され表彰された。

図2



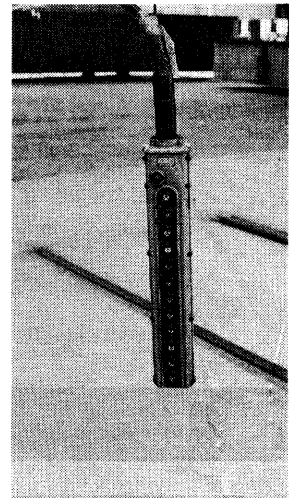
(写真3)

次にクレーンや移動建て屋の走行時の衝突防止対策。

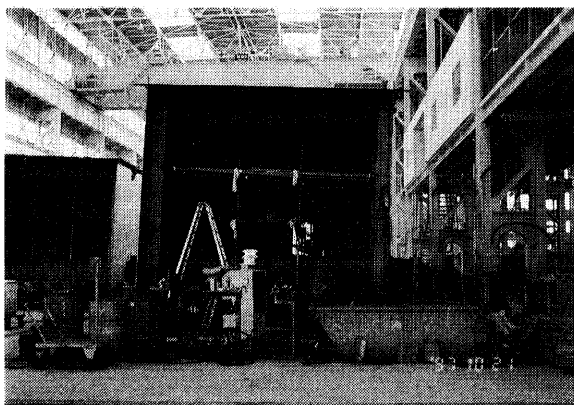
写真4のような移動建て屋や走行クレーンを使用するとき、以前は稼働スイッチが、建て屋のスイッチはあちらの壁際、クレーンのスイッチはこちらというふうにバラバラに配置されていて、品物などの陰になって見通しが悪く、物陰にいた作業者にクレーンのフックがぶつかりかけるようなことがあった。そこで、写真4では見えにくい中央にぶら下がっている移動式のコントローラーにスイッチをすべて集中させた。(写真5) このコントローラーを使えば中央の見渡しやすい場所から操作できるので安全である。また、建て屋を移動させるときは自動的にそれを知らせるアナウンスが流れるようになっている。



上 (写真4)  
下 (写真5)

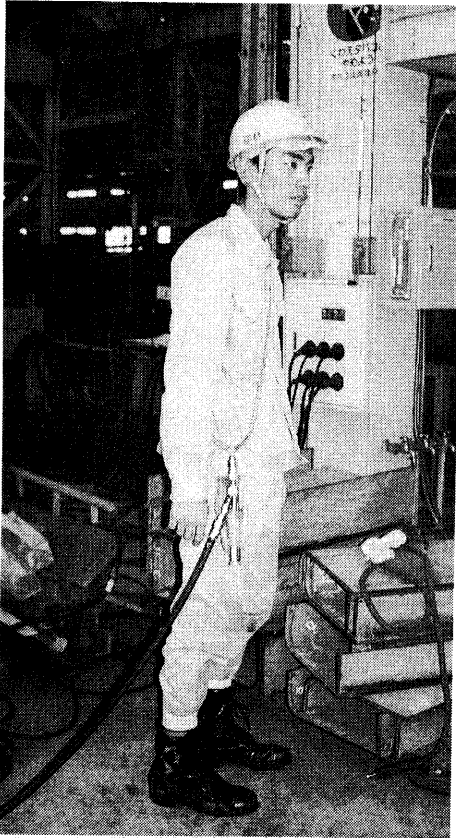


## ○夏の暑さ対策



(写真6)

写真6は製造中の箱ゲタ。橋1つ1つの設計によって様々な形の箱ゲタを製造するが、箱ゲタの中での作業は、粉じん作業もあり作業環境対策が講じられている。写真6の箱ゲタの前に見える扇風機も喚起のために使用されている。特に夏場の溶接作業は過酷な暑さに耐えなければならない。そこで暑さ対策のために発案されたのが写真7のエアクーラーを利用した作業用クーラー。市販のエアクーラーに輪になったホースが取り付けられている。ホースにはいく

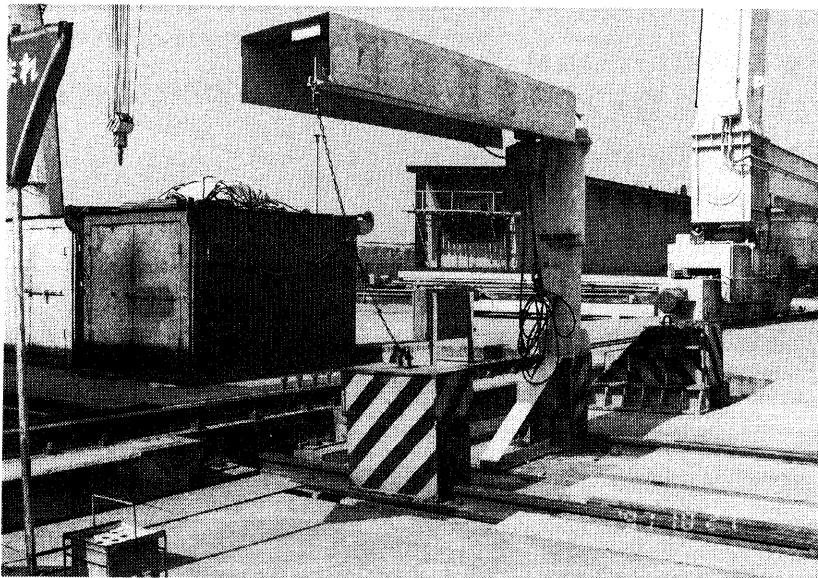


(写真7)

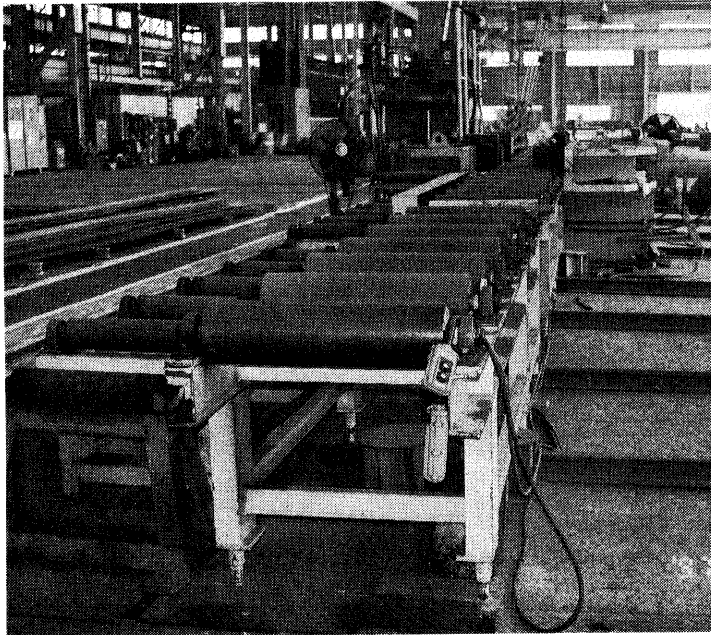
つもの小さな穴が空いており、そこから冷たい空気が放出される。写真7では作業着の上にホースをたすき掛けにしているが、実際使うときは作業着の中に装着し肌に直接冷たい空気を送ることができる。このクーラーのおかげで、かなり快適に作業ができるようになった。

### ○機械化による安全対策

製品を移動させるためのレールが交差している部分。(写真8) 横のレールを使用する時、上に重なっているレール部分を人力で取り除いていたが、腰痛などが起こりやすいため中央のクレーン式機械で吊して取り除くように改善した。



(写真8)

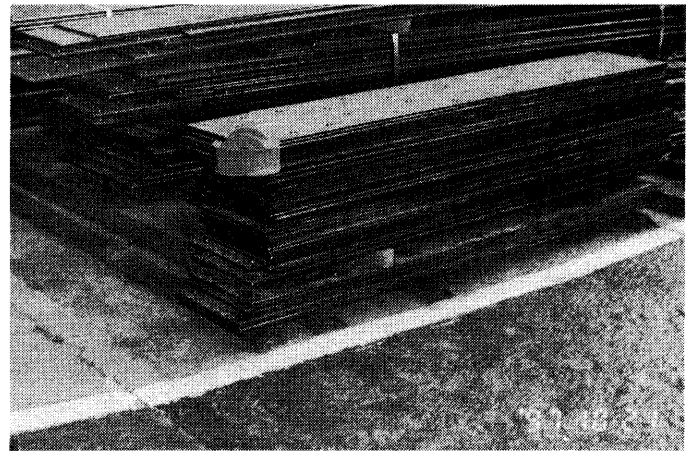


品物をプレス加工する機械に送り込むローラー部分。(写真9)以前は品物を手で押していたためうっかり手を挟む事故が起こったが、電動式にして手で品物を送る必要がなくなった。

(写真9)

## ○角防護カバー

品物の角にかけるカバー。(写真10) 通路の側にある品物の角にうっかり足などをぶつけて痛い思いをした経験がある人も多いだろう。松尾橋梁手作りのカバーは、軽い材質でできており、蛍光オレンジの塗料で塗られている。ぶつかってもカバーが転げ落ちるだけ。これだけのことでけがを避けることができる。



(写真10)

「もっと早く言ってくれば、もっと良い改善例を捜しておいたのに・・・(組合員談)。」作業し安いようにする工夫などは無数にありすぐに思いつかないらしい。構内に見受けられる高所作業車も組合の進言によって大量に購入されたものであった。今後も組合の安全衛生対策面での活躍に期待大。

取材：田島陽子 安全センター事務局

## 「職場の安全と健康ホットライン」全国13ヶ所実施

# 労働省は現場に即した 安全衛生対策を！

関西労働者安全センターでは、10月1日～3日の3日間「労災隠しホットライン」を実施した。全国労働安全衛生センター連絡会議（以下、全国センター）の呼びかけで、同時に全国13ヶ所の安全センターでホットラインが開設された。労働省と中央労働災害防止協会の主唱によって、毎年10月1日～7日に「全国労働衛生週間」が実施されている。ポスターなどによる広報や優良事業場の表彰などがおこなわれるが、労働現場の実体に即した安全衛生問題の改善にはつなげていないようである。そこで、全国センターは労働衛生週間にあわせ、労働災害や環境改善に関する質問や相談に応じるとともに、実態に即した労働省との交渉実施を目的の一つにしてこの電話相談を開設した。「職場の安全と健康ホットライン」と称して東京、神奈川、新潟、大阪、兵庫、広島、鳥取、愛媛、高知、大分、熊本、宮崎、鹿児島での同時実施が実現した。

### 深刻な事案ふくめ全国で35件

しかしながら、マスコミの関心をあまり呼ばなかったのか、新聞記事にもあまり取り上げてもらえなかったため全体的に相談が少な

く、全国の合計件数は35件ほどにとどまった。新聞記事を見たとしてもテーマが漠然としていて身近に感じられなかったのかもしれない。いくつかのセンターでは、日常的に多くの相談を受けており、相談件数が少ないのは普段からの広報が行き届いていたためであった。とりわけ神奈川労災職業病センター（以下、神奈川センター）は、7月に「じん肺・石綿健康被害電話相談」を実施し100件の相談が寄せられたばかりであった。

各センターに寄せられた相談は、件数こそ少なかったが認定の難しい自殺のケースやストレスにより休業中の労働者からの相談などもあった。神奈川センターにあった相談はタイの赴任先で飛び降り自殺をした男性の配偶者からで、通貨危機で不良債権対策に負われて残業が続いていたための精神的身体的疲労が影響していたと思われる。また、体の具合が悪くなりストレスのせいといわれて休業中に、解雇通知が来た女性労働者（広島センター）、労災休業中に「うつ病」の診断を受けて職場復帰できないままやはり退職を迫られているケース（鳥取センター）、さらに休業補償の打ち切り問題のケースも数件相談があった。

## 一般的な「労災隠し」

関西労働者安全センターでは、地域によってテーマ設定など任されていたので「労災隠しホットライン」として、外国語対応で開設した。

センターへの未組織労働者からの相談は7割が労災隠しのケースであり、ケースを通して労災隠しが依然と減少しない労働現場を構造的にも分析する必要があった。3日間のホットラインの結果は、相談総件数14件。そのうち労災被災者やその家族からの相談は12件。職業別では、土木・建設工事3人、製造業3人、倉庫作業、バスガイド、溶接工、鉄筋工、不明がそれぞれ1人ずつで、製造業や倉庫作業の4人が構内下請け及び派遣労働者であった。

相談内容では、明らかな労災隠し5件、職業病（じん肺）1件、労災保険に関する質問3件、損害賠償請求1件、通勤災害1件など、労災以外にVDT作業対策の問い合わせ1件、賃金未払い1件。うち外国人の相談は4件。

労災隠しでは、休業補償として賃金の60%を支払って意識的に労災保険の請求をさけようとしているケースが見られ、それを賃金として受け取ると労災保険の休業補償請求権がなくなり、特別支給金の請求権も消滅してしまうことを相談者に理解してもらう必要があった。また、障害補償や民事上の請求といった面からもきちんと最初から労災保険を適用しなければならない。鉄筋工のケースでは、労災を隠した上に補償を払わなくていいように左手をけがした後も右手のみで働かさ

れ続けている。しかし、本人も雇用主と争うのをいやがって言い出せない。このように事業主は姑息に労災申請をさけようとする。外国人のケースでは、労災の手続きをしている様子であっても、被災者本人にきちんと手続きの説明をしておらず、4ヶ月たってもまだ休業補償をもらっておらず、銀行振込を待つようにいわれていた。このような相談もしばしばあるが、中には事業主が勝手に銀行口座を開いて印鑑を作り、署名捺印して手続きをしており本人が全く蚊帳の外におかれていて不安で相談してくることもある。本人の代わりに事業主に手続きの進行について確認すると、事業主は「ちゃんと手続きしてるのに」と腹を立てる始末である。

## 効果的対策が急務

やはり被災者が孫請け企業の労働者や構内下請けや派遣労働者であるために、雇用主が注文を失うのを恐れて労働災害を隠すというのが圧倒的に多いようである。元請け企業や派遣先企業にしても、安全衛生配慮義務違反を隠そうとする。その他にもメリット制など労災保険の制度自体も、労災隠しを増進させる要素となっている。それについては別に述べるが、今回のホットライン実施で、労働省が監督署に相談があったときの個別指導にとどまらず、より効果的な対策を講じる必要を強く感じた。

今後も労働者の命と健康を守るため、被災者からの相談活動を通して現場の声を拾い上げ、労働省交渉などに活かして制度的にも反映させていくよう努力していきたい。



## 日常茶飯事の建設業での労災隠し

### 大きな誘因は指名停止と許認可

「労災にあったが労災保険の給付を受けていない」という労災相談が相変わらず多い。いわゆる「労災隠し」である。いうまでもなく、労働者災害補償保険法は強制適用であり、ごく一部の例外を除いてすべての労働者が保険給付を受けられることになっている。しかし、事業主は様々な理由で労災を隠そうとする。

#### 労働省統計にも現れた労災隠し

労働省労働基準局は、93年に「いわゆる労災かくしの排除について」（平成3年12月5日 基発第687号 局長名、基監発第52号 課長名）という都道府県労働基準局宛て通達を出し、労災隠しを把握して厳正に対処することを指示した。これらの通達では、「労災かくし」を「労働災害発生に関し、その発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告書を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するもの」と定義している。そして前年の平成2年に把握された事案を分析したところ以下のような特徴が明らかになったという。

「(1) 業種別については、建設業が最も多く過半数を占め、次いで製造業となっていること。

(2) 発覚の端緒については、被災労働者等からの申告・情報の提供によるほか、別紙に示す事例のとおり、職員が労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等に記載された災害発生状況等に疑問を持ち必要な調査を実施した結果、発覚したのも多く含まれていること。

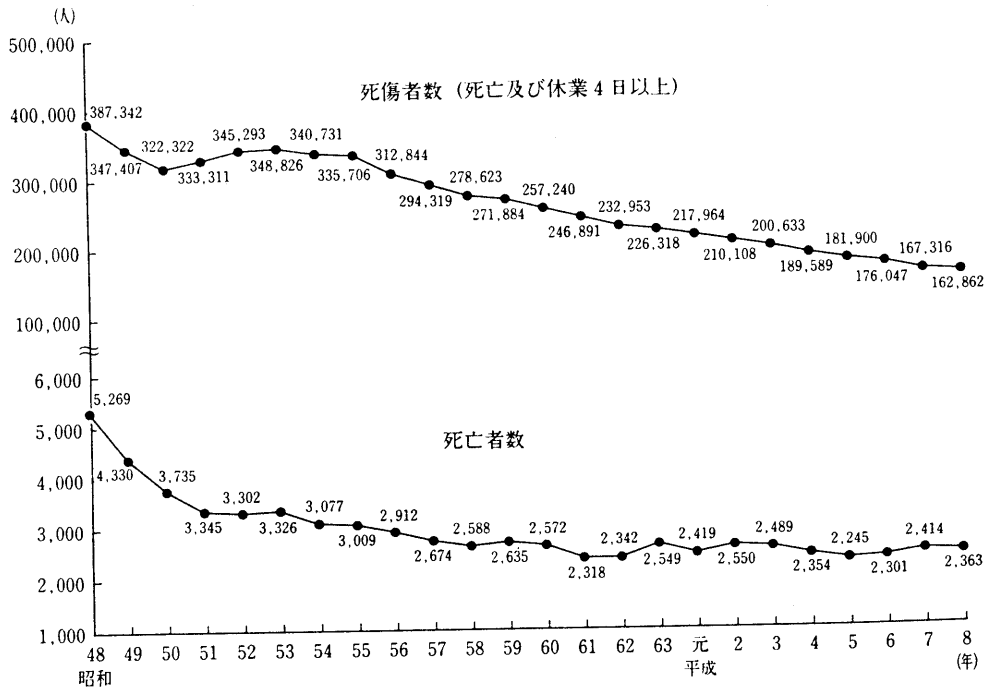
(3) 動機については、建設業にあつては無災害記録の更新又は元請事業者からの指示・圧力若しくは元請事業者への配慮によるものが6割以上を占め、製造業にあつては外国人労働者の発覚を恐れるものが過半数を占めていること。」

この通達では、さらに同年中に把握された事例を別紙に10例あげ、労災隠しの手口、発覚の端緒等を説明している。

このように労働省自身がそれなりの危機感を持って、それまでは隠語であつたはずの「労災かくし」という表現まで使って把握を指示した背景には、統計で出てくる死傷者数の推移の問題があつた。平成2年時点で労災による死亡者数が2400～2500人で下げ止まりという状況を呈しているにもかかわらず、休業4日以上死傷者数は逆に年々順調に減少傾向にあつた。死亡災害であれば隠しようがないが、休業災害であれば容易に隠すことができる。その結果が統計数字にも表れたというわけである。

全産業における死傷者数及び死亡者数の推移

(平成9年5月10日現在)



(労働省労働基準局調べ)

日常茶飯事の労災隠し

法律上、労災隠しに対応する規定は、労働安全衛生法の第100条と第120条にある。

第100条(報告)では、労働災害が発生したとき、休業4日以上(死亡)の災害は「遅滞なく」、休業4日未満(死亡)の災害は四半期ごとに「死傷病報告書」を提出することを義務付けている(労働安全衛生規則第97条)。第120条(罰則)では、この100条のうち前者の違反について、50万円以下の罰金に処することを規定するとともに、「虚偽の報告をし

たものについても同じ罰則規定がある。この規定による労働省の司法処分の状況は次頁の表のとおりとなっている。

通達が出された92年まで、徐々に書類送検数が多くなっていることがわかる。しかし、司法処分にまで至った事例数といっても、日常的に労災相談を受けている立場から見ると、あまりにも少なすぎる気がする。実際、大阪の日雇い労働者の街として知られる釜ヶ崎で労災隠しなどというのは日常茶飯事で、この地域での日雇労働者の労働相談を業務の一つとしている西成労働福祉センターでの労災にまつわる相談の多くは労災隠しによるものだ。

労働安全衛生法第 100 条・第 120 条違反による書類送検数

	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
第 100 条（報告等）	7	3	11	23	31	19	38	29	66	85	58	61
第 120 条（虚偽の報告等）	2									1	1	1

労働省労働基準局「労働基準監督年報」による。

労災隠しの問題は、労働災害の治療を引き受けることになる医療機関にとっても悩みのタネの一つとなっている。健康保険法によって、その傷病が業務によるものである場合には対象とならず、労災であることが明らかであるにも関わらず、健康保険で扱ってほしいなどと言われても、困ってしまうからだ。

95年に大阪府医師会の労災部会が府下の医療機関に対して行なった、労災隠しに関するアンケート調査でも、「明らかに業務上の負傷であるのにもかかわらず事業主が5号あるいは16号の3の用紙を患者に交付しないで、貴医療機関と患者、事業主との間でトラブルが起きた経験はありますか。」という質問に対して、38.1%の医療機関（病院では46.1%）が「しばしばある」または「時々ある」と答え、労災隠しが日常的なものであることを示す結果となっている。

日本医師会もこうした事態を受けて95年12月には、日本医師会労災・自賠償委員会答申『労災医療の現状と問題点』を公表し、「労災事故であることを隠し、その診療を健康保険等によって行ういわゆる労災隠しへの対応を求める医療現場からの声が、ここ数年徐々に強くなってきている。そこには、労災隠し事案が増加傾向にあるということばかりではなく、その内容が企業ぐるみで行われている疑いのある事例が増加しているという背景がある。」と、対策を求めるに至っているのである。

誘因は「ゼロ」の建前か？

さて、このような労災隠しがどのような原因で起こっているかという問題である。前に引用した労働省の通達では、「建設業にあっては無災害記録の更新又は元請事業者からの指示・圧力若しくは元請事業者への配慮によるものが6割以上を占め、製造業にあっては外国人労働者の発覚を恐れるものが過半数を占めている」としている。このうち建設業関係の動機について、以下その原因を探ってみる。

無災害記録の更新というのは、言うまでもなく建設現場に必ずみられる「〇〇日無災害記録達成」という看板の問題である。もし、労働災害が発生して当該労働者が直接の雇い主である親方に報告しても、そのまま親方から現場の下請業者に、そして元請のゼネコンの監督まで伝えるとすると、この看板の前で何らかの形で圧力を受けることになる。ましてや「ゼロ災大阪」などという安全運動のスローガンが行政主導で提唱されている状況下では、「圧力」や「配慮」などというのは当然のように出てくるだろう。実際、労災隠しをした親方やゼネコンの担当者に聞けば、言い訳として当然のように話されるのである。

死活問題の指名停止と許認可

さらに、もっと労災隠しの誘因として大きな理由となることがある。一つは公共事業の場合の指名入札である。地方自治体などによる公共事業では、工事に関わって事故を発生させ、住民や作業員に被害を及ぼした場合、あるいは汚職事件を起こしたような場合に、その企業については一定期間について公共工事の指名を停止することとしている。ほとんどの自治体で、そのための基準を設けてそうした対応をしている。

これは建設業者にとっては大変大きな問題であろう。実際、労働災害の場合に自治体などがどういう対応をしているかといえば、「死亡災害や重大な災害が発生した場合」で「酌量すべき情状」もない場合に2ヶ月などの期間を決めて指名停止を実施するという。具体的には個々に判断をし、審査会などの制度を設けて決めることになるが、まず労働安全衛生法違反が明らかで、書類送検されるような場合であれば当然に指名停止の決定がされることになる。この要因は、建設業者に労災隠しに走らせる十分な材料となるだろう。

同種の問題として、建設業の許認可の監督官庁との関係がある。労働基準監督署が何らかの司法処分を行なった場合、建設省との取り決めに従って、その処分についての情報を所轄官庁に提供するシステムが存在する。たとえば大阪府下の労働基準監督署長が労働安全衛生法違反について書類送検を行なった場合、それが建設業であれば、許認可権限のある大阪府と近畿地方建設局に対し、通報する。その情報に基づいて、必要があれば当該官庁は、新たに調査し、許認可の内容を見直すというわけである。

大手ゼネコンの下請業者としてたくさんの仕事を抱えている業者が、労災隠しで被災労働者に泣き寝入りを強いた場合、本人が地域安全センターに相談、元請のゼネコンに連絡したり、あるいは労働基準監督署に申告したりして解決した後、下請業者の仕事が干されてしまったという話。地場の土木業者で働いていた外国人労働者が重傷にも関わらず労災隠しにあい、土木業者に連絡をすると、災害発生現場を自社の倉庫だったことにして労災保険の請求をするという話。このような労災隠しの誘因は、まさに公共事業の指名停止と建設業の許認可への影響ということになるだろう。

### 望まれる技術的な対策

当然、労働安全衛生法違反をして平気な業者に公共事業の工事をまかせるわけにはいかないし、建設業者として大手を振らせるわけにはいかない。しかし、それを免れるために、労災隠しをして、しかも当該の被災労働者が被害をこうむるようなことは断じてあってはならない。

そのためには、最初の窓口である労災指定病院での対応の問題、ゼネコンといわれる元請の総合建設業者の認識、とりわけ地場ゼネコンの対応、また労働省が提唱している「ゼロ災害」運動の問題もあげられよう。さらに、何といても建設業の元々の構造がピラミッド型となっており、下請が元請に遠慮するということが当然のように思われており、現場の当該労働者自身が参加する安全活動の手法が確立していないことが原因としてあげられよう。

建設業などの労災隠しの構造をかえる作業は、まさにこれからといわねばならない。

# 労災保険のメリット制は 労災隠しを助長していないか？

## メリット制とは

簡単に言えば、個々の事業の労働災害が多い少ないによって労災保険料を増減させる制度である。会社が労災扱いにしたがらない言い訳に「労災がおこると労災保険料が上がるから」というのがあるが具体的にはこのことを指している（中には、内容を知らないで言っていることもある。）。

個々の事業の労災保険料は、その事業に使用される労働者に支払われる賃金総額に、事業の種類ごとに決められた労災保険率（表1参照）を掛けた金額である（労災保険率は、災害率の大きな業種で高くなっている。）。

あとで述べる継続事業の場合、この労災保険率、過去の労災保険給付実績（＝労災発生実績）と納付したその間の労災保険料をもとに一定の方法でメリット増減率を決めて、つぎのようにメリット労災保険率（メリット制適用後の労災保険率）を計算する。

### メリット労災保険率

$$= (\text{労災保険率} - \text{通勤災害分料率}) \times (100 + \text{メリット増減率}(\%)) / 100 + \text{通勤災害分料率}$$

なお、通勤災害分料率は全業種一律で1/1000。

メリット増減率は、-40%～+40%の

範囲で、事業の種類によって段階的数字が適用される。

中小企業向けには、特例メリット制もあるがこれが適用されると-45%～+45%が適用される。

実際の労災保険料は、賃金総額にこのメリット労災保険率を掛けた金額になる。

## 適用事業の種類

労災保険は、原則として、一定の場所において、一定の組織の下に相関連して行われる作業の一体を一つの事業単位として適用される。そして、適用事業は「継続事業」と「有期事業」に大別される。

「継続事業」は、事業の期間が予定し得ない継続的に行われる事業で、一般的な工場、事務所などがこれにあたる。場所的に独立した工場群をようする企業のように、同じ会社であっても各工場が場所的に分離していればそれぞれ別個の適用事業となる。

「有期事業」は、建物の建設のように一定の目的を達するまでの間に限り活動を行う事業である。有期事業はその作業を一体のものとして扱うので、一つの建設現場では数次の請負も含めて元請けの一つの事業として扱う。また、有期事業の中で、「同一の事業主

表1 継続メリット制適用事業の最低規模（労働者数）と労災保険率

事業の種類の分類	事業の種類	平成8年4月1日より		
		労働者数	労災保険率	
林業	木材伐出業	—	1000分の137	
	その他の林業	20	1000分の41	
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	20	1000分の61	
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	20	1000分の42	
鉱業	金属又は非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）	20	1000分の94	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20	1000分の60	
	石炭鉱業	20	1000分の106	
	原油又は天然ガス鉱業	45	1000分の10	
	採石業	20	1000分の72	
	その他の鉱業	20	1000分の36	
	水力発電施設、ずい道等新設事業	—	1000分の144	
建設事業	道路新設事業	—	1000分の43	
	舗装工事業	—	1000分の24	
	鉄道又は軌道新設事業	—	1000分の52	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	(20)	1000分の25	
	既設建築物設備工事業	—	1000分の19	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	—	1000分の28	
	その他の建設事業	(20)	1000分の30	
	製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	50	1000分の9
		たばこ等製造業	80	1000分の6
		繊維工業又は繊維製品製造業	67	1000分の7
		木材又は木製品製造業	20	1000分の24
パルプ又は紙製造業		40	1000分の11	
印刷又は製本業		80	1000分の6	
化学工業		58	1000分の8	
ガラス又はセメント製造業		58	1000分の8	
陶磁器製品製造業		23	1000分の19	
その他の窯業又は土石製品製造業		20	1000分の26	
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）		58	1000分の8	
非鉄金属精錬業		45	1000分の10	
金属材料品製造業（鋳物業を除く。）		29	1000分の15	
鋳物業		22	1000分の20	
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）		25	1000分の17	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）		31	1000分の14	
めっき業		40	1000分の11	
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）		45	1000分の10	
電気機械器具製造業		80	1000分の6	
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）		58	1000分の8	
船舶製造又は修理業		20	1000分の22	
計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）		80	1000分の6	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		67	1000分の7	
その他の製造業		40	1000分の11	
運輸業		交通運輸事業	67	1000分の7
		貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	29	1000分の15
		港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	20	1000分の26
		港湾荷役業	20	1000分の47
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		電気、ガス、水道又は熱供給の事業	80	1000分の6
その他の事業		農業又は海面漁業以外の漁業	40	1000分の11
		清掃、火葬又は畜舎の事業	31	1000分の14
		ビルメンテナンス業	80	1000分の6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	80	1000分の6	
	その他の各種事業	80	1000分の6	

注）通勤災害分科率1000分の1（全業種一律）

が建設の事業又は立木の伐採の事業を二つ以上行う場合」で一定の条件を満たす場合、一括して一個の事業とみなして「一括有期事業」とすることができる。

**継続事業（一括有期事業含む）への適用**

継続事業では、事業の継続性と事業の規模が要件となる。

- ①事業の継続性 メリット制適用保険年度（4月1日～3月31日）の前々年度の3月31日（制度上、「基準となる3月31日」という）現在、保険関係成立後3年以上継続していること。

②事業の規模 基準となる3月31日の属する保険年度から過去連続する3保険年度中の各保険年度で次のいずれかの要件を満たしていること。

- 1) 100人以上を使用する事業
- 2) 20人以上100人未満を使用する事業では、次の条件を満たす場合  
労働者数×(労災保険率-通勤災害分料率)が0.4以上
- 3) 一括有期事業では、確定保険料額が100万円以上。

②2)による業種ごとの最低規模は表1の通りで、たとえば食料品製造業では50人であるので、30人規模の企業ではメリット制の適用はなく、労災の発生と労災保険料はまったく関係ない。

要件を満たした場合は、メリット保険率は、それを適用する年度の前々年度から過去連続する3保険年度中の労災実績で決まるメリット増減率(-40%~+40%、建設及び立木の伐採の事業では-30%~+30%)に基づいて、前述した算式で算出される。つまり継続事業においては、ある年度の労働災害発生状況は次々年度からの労災保険率、そして労災保険料に反映される。

### 有期事業への適用

有期事業では、事業の規模が適用要件であり、次のいずれかを満たした場合である。

- 1) 確定保険料が100万円以上であること。
- 2) 建設の事業については請負金額が1億2000万円以上、立木の伐採の事業については素材の生産量が1000立方メートル以上であること。

この要件を満たす場合、具体的には、確定

保険料と事業終了後3ヶ月又は9ヶ月経過した日までの労災保険給付実績に基づいて決められるメリット増減率から改定確定保険料を算出し、改定確定保険料と確定保険料の差額が追徴される(マイナスなら還付)。メリット増減率は-30%~+30%。

改定確定保険料

$$= (\text{確定保険料} - \text{通勤災害分保険料}) \times (100 + \text{メリット増減率}) / 100 + \text{通勤災害分保険料}$$

なお、

通勤災害分保険料

$$= \text{確定保険料} \times \text{通勤災害分料率} / \text{労災保険率}$$

したがって、

$$\text{追徴額} = (\text{確定保険料} - \text{通勤災害分保険料}) \times \text{メリット増減率} / 100$$

となる。

### 通勤災害はメリット制に関係しない

メリット制の最低規模要件とともに注意したいのは、通勤災害についてがメリット制と関係がないことである。メリット保険率や改定確定保険料の算式で、通勤災害分料率や通勤災害分保険料が計算上影響しないようにされているのはこのためである。

### どのくらいの割引になるのか

(継続事業：労働者50名のある木工所の場合)

賃金総額が年間2億円で、該当期間(3年度間)の労災発生がほとんどなく、メリット増減率は最大割引-40%が適用されたとすると、表1を参考にして、メリット労災保険率

$$= (24/1000 - 1/1000) \times (100-40) / 100 + 1/1000 = 14.8/1000$$

労災保険料 (-40%適用)

$$= 200,000,000 \times 0.0148 = 2,960,000 \text{円}$$

もし最大割増+40%が適用されると

労災保険料 (+40%)

$$= 200,000,000 \times 0.0332 = 6,640,000 \text{円}$$

となる。したがって、労災保険料は最大3,680,000円の差を生じることになる。

詳細は省くが労働省が示している数字をもちいると、たとえば、この会社の場合で標準的労働者の入院3ヶ月、通院3ヶ月、障害11級の労災事故が、3年度間に1回だけ発生するとメリット増減率は-10%程度になると試算される。

(単独有期事業：請負金額20億円のビル建築工事の場合)

賃金総額は(特例で、請負金額に決められた労務費率を乗じて算定できるとすると、この場合20%が適用されるとすると)、4億円となり、確定保険料は、

$$400,000,000 \text{円} \times 25/1000$$

$$= 10,000,000 \text{円}$$

このとき通勤災害分保険料は、

$$10,000,000 \text{円} \times (1/1000) / (25/1000)$$

$$= 400,000 \text{円}$$

もし、事業期間中労災が発生しなかったとするとメリット増減率-30%が適用され、追徴額は、

$$(10,000,000 - 400,000) \times (-30/100)$$

$$= -2,880,000 \text{円}$$

すなわち、2,880,000円の還付となる。

## メリット制適用の現状

表2 メリット制の適用状況

メリット 増減率 (%)	継続事業		一括有期事業		有期事業	
	事業数	(%)	事業数	(%)	事業数	(%)
-40	45,149	44.2%				
-35	12,699	12.4%				
-30	8,311	8.1%	18,052	51.3%	69,432	94.0%
-25	6,009	5.9%	2,944	8.4%	582	0.8%
-20	4,521	4.4%	2,013	5.7%	352	0.5%
-15	3,693	3.6%	2,938	8.4%	566	0.8%
-10	3,019	3.0%	2,007	5.7%	354	0.5%
-5	1,258	1.2%	368	1.0%	87	0.1%
0	2,318	2.3%	706	2.0%	143	0.2%
5	977	1.0%	319	0.9%	60	0.1%
10	1,689	1.7%	1,072	3.0%	224	0.3%
15	1,405	1.4%	782	2.2%	184	0.2%
20	1,227	1.2%	327	0.9%	81	0.1%
25	1,059	1.0%	278	0.8%	71	0.1%
30	932	0.9%	3,356	9.5%	1,745	2.4%
35	768	0.8%				
40	7,209	7.1%				
計	102,243	100%	35,162	100%	73,881	100%

メリット制適用による労災保険料の減額は無視できる数字とはいえないだろう。では、実際のメリット制の適用状況はどうなっているだろうか。労災保険事業年報(平成7年度)によると表2、表3のようになっている。また、労働者数ではなく事業数でみたメリット制適用率は継続事業、一括有期事業、有期事業でそれぞれ5.3、6.0、72.6%である(ただし、有期事業についてはメリット適用事業場数を年度内に消滅した事業場数で割った数字)。業種によっ



表3 業種別のメリット制の適用状況

メリット 増減率 (%)	全業種		建設事業		製造業		運輸業		鉱業	
	事業場数	(%)	事業場数	(%)	事業場数	(%)	事業場数	(%)	事業場数	(%)
-40	45,149	21.4%			16,408	37.3%	4,804	33.3%	266	53.5%
-35	12,699	6.0%			5,873	13.4%	1,687	11.7%	59	11.9%
-30	95,795	45.3%	86,576	80.6%	3,869	8.8%	1,224	8.5%	30	6.0%
-25	9,535	4.5%	3,471	3.2%	2,797	6.4%	1,032	7.1%	15	3.0%
-20	6,886	3.3%	2,332	2.2%	2,074	4.7%	837	5.8%	11	2.2%
-15	7,197	3.4%	3,427	3.2%	1,750	4.0%	674	4.7%	12	2.4%
-10	5,380	2.5%	2,296	2.1%	1,460	3.3%	555	3.8%	19	3.8%
-5	1,713	0.8%	443	0.4%	647	1.5%	230	1.6%	6	1.2%
0	3,167	1.5%	819	0.8%	1,171	2.7%	430	3.0%	9	1.8%
5	1,356	0.6%	367	0.3%	452	1.0%	180	1.2%	9	1.8%
10	2,985	1.4%	1,237	1.2%	871	2.0%	285	2.0%	3	0.6%
15	2,371	1.1%	929	0.9%	729	1.7%	267	1.8%	5	1.0%
20	1,635	0.8%	392	0.4%	643	1.5%	245	1.7%	3	0.6%
25	1,408	0.7%	333	0.3%	571	1.3%	201	1.4%	6	1.2%
30	6,033	2.9%	4,738	4.4%	511	1.2%	181	1.3%	4	0.8%
35	768	0.4%			423	1.0%	128	0.9%	4	0.8%
40	7,209	3.4%			3,733	8.5%	1,483	10.3%	36	7.2%
計	211,286	100%	107,360	100%	43,982	100%	14,443	100%	497	100%
全事業場 数	2,604,094		666,500		544,275		70,334		6,061	
メリット 適用率	8.1%		16.1%		8.1%		20.5%		8.2%	

てメリット制適用率には差があり、たとえば、継続事業では高い順番に、「運輸業」20.5%、「電気、ガス、水道又は熱供給の事業」12.6%、「鉱業」8.2%、「製造業」8.1%などとなっている。

メリット制によって保険料が大幅に減額されている事業場の割合が、有期事業において際だっているといえるだろう。また、有期事業のほとんどは建設事業である。

「労災を隠すこと＝労災保険を使わないこと」による経済的メリットは無視できない。実際、メリット制適用の現状をみるとメリット制によって恩恵を受けている事業場はかなりの数にのぼり、有期事業でその割合が目立って高くなっていることは、これが労災隠

しの影響だとは即断はできないが、少し不自然とはいえないだろうか。

# 前線から

## 自治労指曲がり症裁判

### 豊中訴訟の初弁論決まる 11月19日10時15分大阪地裁809

島根・安来訴訟では被告答弁書提出

大阪

9月8日、豊中市職の給食調理員さん2名が、地公災基金大阪府支部を相手取って指曲がり症（変形性手指関節症）の公務外認定処分の取消を求めて提訴したことを本誌前号で報告したが、その第1回弁論の期日が決定した。地公災基金の強引、不当な公務外認定に対する闘いがはじまる。

先陣を切った自治労島根・安来市職所属の1名の調理員さんの法廷には（大阪提訴の当日）、原告訴状のに対する答弁書が被告の地公災基金島根県支部から提出された。その内容はまさに全面对決を宣言するものであった。

島根県支部は、原告が調理作業をしてきたこと、変形性手指関節症に罹患したことを除くすべてを否認してきた。そのうえ、給食調

理員の変形性手指関節症は「あらゆる職種に従事する者に、一般的な疾病として生じうるものである。」かつ「給食調理員なら誰でも生じるというものではなく、生じない者の方が多い」「だから職業病ではない」というのである。

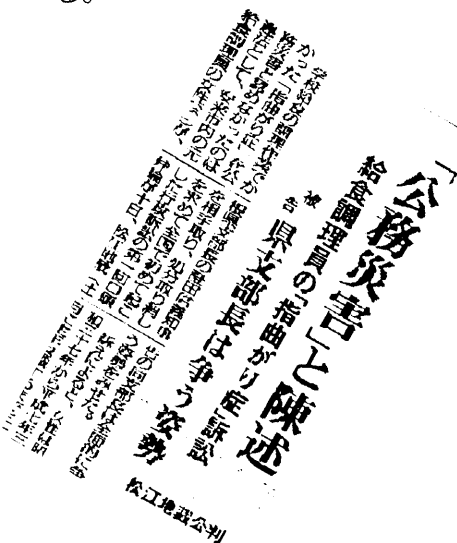
アスベストによる肺がんに対しても一定の労災認定基準がある。しかし、その認定基準を満たす職歴、病歴を有する労働者でも、肺がんは「発症しない人の方が多く」、しかも、肺がんは「あらゆる職種に従事にする者に一般的に疾病として生じうるもの」である。それでも「職業病」だと言われている。

地公災基金の論理ははじめから破綻しているのである。

このようなでたらめな

「因果関係論」を述べた上には、「この立証責任は原告にある」と一労働者に無理難題を押しつける。給食調理員における変形性手指関節症多発は事実であることからしても、因果関係が「ないこと」を立証する責任が地公災基金にある。それが、社会の常識というものであるろう。

指曲がり症裁判の本質は、「労災認定を社会の常識にかなうものにする」とであることによくわかる答弁書であった。豊中訴訟でも片言隻句違わない答弁書がでてくるだろう。しかしこの先、島根と大阪の裁判で社会の常識と科学の常識に恐怖するのは、地公災基金に他ならないのである。



## 全国安全センター総会開かれる 井上浩新議長就任

水俣

10月9、10日、熊本県水俣市で全国労働安全衛生センター連絡会議の第8回総会が開かれた。事務局からの1年間の労働安全衛生をめぐる情勢報告を踏まえ各地の状況を報告し合う中、先日行われた職場の健康と安全ホットラインなどについて意見を交換した。今年度は労働省交渉を行っていくことも確認された。昨年度総会以降、緊急に取り組みられた財政対策は各地域センターの協力をはじめ、特別

カンパ、楽腰帯の販売促進、ハンドブック発行によってどうにか目標を達成し、今年度はさらに財政努力を積み上げをしていくことも話し合われた。

今総会をもって原田正純議長は顧問となり、新しく、井上浩氏が議長に就任した。退任にあたって原田氏は「今後も行動隊長としてどんどん協力していきたい」と力強く激励され、市民運動と労働運動が刺激し合って進んでいくことの重

要性を自らの三池、水俣など経験をひきながら力説された。好奇心が人間を鍛えるという言葉が印象に残った。また井上新議長は挨拶の中で、労災隠しの構造に触れた後、労災保険料率が行政裁量によって変更できることの問題などを例にひきながら、労働行政の根幹に迫る運動の重要性を強調された。

夜の懇親会では原田氏の紹介で地元水俣の患者さんや活動家の人たちも参加され楽しいひとときを過ごした。

## じん肺根絶！ 国際会議に向けアピール

京都シンポジウム開かれる

京都

10月13日から16日、京都で第9回職業性呼吸器疾患国際会議が開かれた。この会議開催はアジアでは初めて。これに参加する海外からの参加者に日本のじん肺問題を訴えようと、全国じん肺弁護団などで構成する実行委員会が12日にシンポジウムを開催した。

シンポではまず3つの緊急提言が行われた。第一は「トンネル建設工事現場においても粉じん測定を義務づけよ」。1994年で新たに要療養となった重症じん肺患者は1259名、そのうちの28%がトンネル建設作業労働者である。安全センターの取り組んだ大阪トンネル

じん肺訴訟（すでに和解済み）やこのところ各地で一斉に提訴されたトンネルじん肺訴訟でも明らかにされているように劣悪な粉じん作業環境が存在し、いまだに粉じん測定も義務づけられていない。

第2は「じん肺合併肺がんを業務上とせよ」。すでに何度も報告してきたとおりであり、提言自体には何も触れていなかった。ARC問題も東京芝病院の藤井医師が緊急提起し参加

者の注目を浴びた。第3は「管理2の決定を受けた者または粉じん作業に3年以上従事した者に対して健康管理手帳を交付し、離職後の健康管理体制を確立せよ」。

また、海外から3名の専門家が報告した。南アフリカ疫学調査協会のブライアン・ウィリアムズ博士は南アの厳しい現状を報告し

た。90%を占める黒人労働者はいまだ劣悪な状況におかれており「20年間働くと、死亡事故にあう確率が2%、重症の事故は33%、結核には20%、結核による死亡には0.5%、じん肺には10%、性病には97%であり、現在、金鉱山坑夫のうち約30%がHIVに感染している」という状況下で多くの課題に直面しているとい

うことであった。また、フランス建設労連CGT・産業医のピエール・ルグレ氏は安全衛生、職業病認定の状況を概説するとともに最近フランスで全面禁止となったアスベスト問題について報告した。また、オーストラリアの労組活動家からも現状報告があった。

## たばこと健康で学習会

ユニオンひごろ

大阪

10月17日、ユニオンひごろは組合員集会の第2部でたばこ問題学習会をおこなった。講師は安全センター。参加者のうち喫煙者は少数派であったが、学習会のあとのそれぞれのコメントを聞くと周囲の無神経な喫煙者に被害を受けている方もあり、また、あまり気にならないからという、言葉は悪いかもしれないが無神経な非喫煙者もいて、たばこの健康への悪影響についての認識はまだまだこれからだと感じられた。学習会では、喫煙の健康への

リスクは明らかに高く、曝露人口も膨大であることから、健康問題を考えるとき「たばこ」を無視しては考えられないことを、政府が発表している資料などを紹介しながら報告した。WHOなどの最近の試算によると1995年の日本における「たばこ」による死亡は男性76000名、女性19000名とされており、20年間で約2倍。専門家によればいわゆる先進国における「たばこ」による死亡は、男性の全死亡の25%、女性では9%。しかも、35-69歳に限ると男性36

%、女性13%と試算されている。1996年の日本の総死亡数が約90万人であるから、どれほどすごい数字かわかるとういうもの。日本の成人男子の喫煙率は先進国では群を抜いている事実をもっと真剣に考えるときである。

タバコ依存は含まれるニコチンへの薬物依存だとされている。ニコチン依存度の簡便判定法を紹介するので愛煙家はひとつおためしを。合計6点以上は重症のニコチン依存症だそう。ちなみに、学習会参加者の喫煙率は平均より低かったが、全員が「重症」だった。

## ニコチン依存度判定法

FTND (Fagerstrom Test for Nicotine Dependence) (Heatherton, 1991)

	質問	回答(得点)
1	起床後何分で最初の喫煙をしますか。	5分以内(3)、6-30分(2)、31-60分(1)、61分以後(0)
2	寺院や、図書館、映画館など、喫煙を禁じられている場所で禁煙することが難しいですか。	はい(1)、いいえ(0)
3	1日の喫煙の中でどれが一番やめにくいですか。	朝最初の1本(1)、その他(0)
4	1日に何本吸いますか。	31本以上(3)、21-30本(2)、11-20本(1)、10本以下(0)
5	他の時間帯より起床後数時間に多く喫煙しますか。	はい(1)、いいえ(0)
6	ほとんど1日中、床に伏しているような病気の時でも喫煙しますか。	はい(1)、いいえ(0)

## 連合大阪が労災職業病対策で研修会

### 地域・地区代表者会議

### 大阪

10月13日、連合大阪は、今後の地域運動の方針を検討する地域・地区代表者会議を開催し、研修テーマとして「労災職業病対策」を取り上げた。講師としてセンターから西野が参加し、「地域における労災職業病撲滅の取り組みの展開」と題した講演を行った。

労働災害の8割は中小零細の、労働組合のない事業

場で発生していることが、労働省統計上ははっきりしている。これまで労働組合がこうした未組織中小零細の職場に対して、安全衛生対策について働きかけることはなかったが、連合大阪が今後の地域運動展開を展望する際、何らかの形でこの問題に取り組むことが期待されている。

また、これまで「労災防

止指導員制度」により、こうした問題への労組の関わりが維持されてきた経緯があるが、労働省の施策として現在、労働基準監督署ごとに中小事業場を対象とした地域産業保健センターが設置されており、より労働組合の地域展開の重要性が増しているといえよう。

連合大阪では、地域の事務局体制強化が方針化されており、今後の取り組みが注目されている。

## ゴミ収集作業員の腰痛再審査準備 民間作業員の作業実態を明らかに

### 全国一般堺委託清掃労組

### 堺

全国一般堺委託清掃労組

では、収集作業員に発生し

た腰痛症について、労災保険再審査請求の準備が進んでいる。家庭ゴミなどの収集作業の実態をビデオや写真にとる方法で、作業実態

がいかにか腰部に負担をもたらすかを誰の目にも明らかになるよう、証拠資料を作成している。

堺市の収集作業に従事していたYさんは、急性腰痛で労災療養したのち、私病による休業をはさんで復帰。その後しばらくしてまた腰痛が激しくなり、休業療養した。会社の担当者は労働基準監督署に相談のう

え、再発として労災給付を請求したところ、不支給決定を受けた。その後、審査請求でも、腰痛はYさんの素因によるものと判断され、棄却決定を受けたため、再審査請求に到ったものの。

もともと収集作業が腰部に過大な負担をかけるうえ、度重なる急性腰痛の被災が重なって発生したYさ

んの腰痛を何としても労災と認めさせるため、同労組では作業全体を評価する方法をとることにした。民間の収集作業員の作業実態については、これまで十分に検討されたことがなく、その意味でも今回の審査請求については、注目されることである。

## パスポート損害賠償裁判 いよいよ判決

姫路

日系ブラジル人のオカダさんが派遣業者、株式会社本譲に対して了承なしに天引きされた給料の支払いと、パスポートの取り上げに対する慰謝料を求めて民事裁判を提訴したのは、1995年8月10日であったが、今年10月17日結審し、12月3日に判決が下ることになった。

(株)本譲とその社長は、今年5月15日に派遣法違反の刑事裁判で有罪判決を受けており、今年に入ってから、この民事裁判の

継続について、本譲の代理人弁護士もあまり熱意がない様子であった。刑事事件の判決後、和解の話も持ち上がったが、原告側が本譲の謝罪文を強く求めたので、成立しなかった。本譲側は、裁判を終わらすための解決金は払っても、人権侵害の「慰謝料」は認めず、謝ることは拒否した。オカダさんにとっては、慰謝料の請求はパスポートの取り上げを「人権侵害」であると認めさせる手段にすぎない。その点について裁

判官がどの程度理解しているのかはわからない。

今年に入ってから、被告側代理人がほとんど何もしない気の抜けたような法廷であったが、こちらからは派遣法違反裁判の記録など証拠になるものはすべて提出した。被告側証人の本譲の社員の証人尋問も事実を隠すために結局矛盾した証言になっておりその点についても最終準備書面で主張した。

全国でも初めての「パスポート損害賠償裁判」の判決は、

12月3日午後1時10分  
神戸地裁姫路支部

2階2号法廷  
ぜひ傍聴を！

## 9月の新聞記事から

- 9/1 仙台市が、係争中の非開示処分取消訴訟で処分対象の非開示文書の一部の議会公文書の全面開示に応じていたことが明らかに。
- 9/2 三重県関町の名阪国道で大型トラックを含む10台が玉突き衝突、3台が炎上、3名死亡、13名重軽傷。
- 9/3 プノンパン国際空港で着陸に失敗したベトナム航空機が墜落炎上、65名死亡。
- 9/4 完全週休二日制導入に伴い就業規則を一方的に変更して平日の勤務時間を延長したのは不当として函館信用金庫に対し従業員組合の代表7名が延長時間分の時間外手当440万円余の支払を求めた訴訟で札幌高裁は請求通りの支払を命じる原告逆転勝訴の判決。
- 9/6 札幌島西部で小型機墜落、京大教授ら10名死亡。
- 9/10 87年に東京都内で開頭手術を受け、その際の乾燥ヒト硬膜の移植が原因でウイルス病に感染し死亡した茨城県の女性の遺族が国と硬膜の輸入販売会社日本ビニール社を相手取り7642万円の損害賠償を求め東京地裁に提訴。  
元労働者と遺族（原告患者38名）が総額12億円の損害賠償を求めている三池じん肺訴訟の第1回和解協議で、三井鉱山などが和解拒否。  
（財）日本建築総合試験所が阪神大震災で全半壊した建造物の鉄筋とコンクリートの強度試験の結果、鉄筋の5割以上が最も強いはずの圧接部から破断し、コンクリートは約2割が設計強度を大幅に下回っていたことが判明。
- 9/11 新日鐵八幡で高炉改修作業中の製管労働者が高さ10mの足場から転落し死亡。高炉は10年前に休止した炉で再開準備作業中。  
名古屋市内の雑居ビル東山ビルの改装工事現場で爆発事故、工事関係者、通行人37名が怪傷を負い、6名が重傷、1名重体。
- 9/18 自宅が全焼し娘が死亡したのは出火元のテレビが原因として製造元のシャープを両親が訴えていた裁判で、大阪地裁は製造物責任を認め2200万円の賠償を命じた。事件は製造物責任法施行以前（95年7月）に起こった。
- 9/19 山口県近郊で貨物列車の真横から急行列車が衝突脱線、6名死亡、150名以上重軽傷。
- 9/21 中国福建省晋江市で従業員宿舎と一体の靴工場から出火、32名焼死4名負傷。
- 9/25 89年6月にくも膜下出血で死亡した大分県の船員の遺族が船員保険法に基づく遺族補償を支給しないとされた社会保険庁の処分の取消を求めていた訴訟で東京地裁は「業務の過重性以外に原因は想定できない」として訴

えを認める判決。船員は88年11月から89年7月まで貨物船の機関長として乗船し常に超過勤務を続け2日続きの夜間勤務の直後に船内で倒れ死亡していた。

- 9/26 岐阜県上石津町の名神高速上り線で計12台の多重玉突き事故、大型トラック運転手ら2名死亡、6名軽いが。

日立製作所下請け会社「伸光」が原発配管溶接後の熱処理の温度記録を改ざんしていた問題で資源庁が改ざんに日立子会社がか関係していたと報告。改ざんのあった配管部分は14原発、248ヶ所と報告。

「電通」に入社2年目で自殺した男性（当時24歳）の両親が長時間労働でうつ病になったのが原因と同社に2億2200万円の賠償を求めた訴訟で東京高裁は一審と同様賠償責任を認め、8900万円の支払を命じた。判決では、長時間労働とうつ病、自殺との因果関係、会社の安全配慮義務違反を認めただが、本人の心的要素などもあったとして一審の賠償額より約3100万円減額した。男性は、91年1月から4～5日に1度の割合で午前2時まで残業、同年7、8月は4日に1回は午前6時半まで徹夜していた。

89年7月に当直明けの訓練中に不整脈死した長野県更埴市消防本部の救助隊員（当時32歳）の妻が過労死の認定を求めている裁判で長野地裁は「訓練を含む公務が原因」として地公災基金長野県支部の公務外認定処分の取消を命じた。

米国下院は政府のタバコ輸出促進政策を禁止する法案を可決。95年の米農務省の推計では米国外市場による総生産量7460億本のうち2310億本が輸出された。

JTなど国内外の23社でつくる日本たばこ協会はテレビ、ラジオのCMを来年4月から全面的に中止すると発表。

スラウ島でガルフ航空機が着陸直前に山腹に激突、乗客ら234名死亡。

- 9/29 奄美大島のゴルフ場予定地内で開発業者が調べ鹿児島県教委に提出された天然記念物アサギソウの生育調査報告書について、自然保護団体自然の権利基金かごしまの代表が非開示処分の取消を求めた裁判で鹿児島地裁が処分を取り消す判決。

- 9/30 全国の労基署への権利救済申告件数が6年連続の増加で過去10年間で最高の21494件に達した（労働省まとめ）。そのうち75%に監督実施、うち70%に法令違反があり、書類送検数は賃金不払い311件、解雇関係10件。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可 「関西労災職業病」 10月号(通巻266号) 97年10月10日発行 (毎月一回10日発行)

腰痛予防に腰痛予防ベルト

# 楽腰帯らくようたい

男性用・女性用レギュラータイプ及び

女性用インナータイプ(リリーフ)

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果

③運動性と快適性



ミドリ安全(株)製  
宇土博医師考案

レギュラ-	男	黒・白	サイズ	S	M	L	LL	3L
			ウエスト	72-80センチ	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	黒・白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	
インナー	女	ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	

(頒価) 5,700円(送料別) ■タイプ、色、サイズを指定してご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

## 「関西労災職業病」 定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター

●大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

# 国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259